

会 議 録

会議の名称	平成26年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成26年7月24日（木） 午後6時00分～午後7時03分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	○可 ○ ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成26年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成26年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 平成26年7月24日(木)午後6時00分～午後7時03分
- 2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室
- 3 内 容

- (1) 平成26年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
- (2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①職員互助会運営業務 ②認知症早期発見・早期診断業務 ③一時保育業務
- ④防犯カメラシステムの運用業務

- (3) 諮問事項

諮問第12号 総合体育館及び栗山公園健康運動センター防犯カメラシステムの本人以外収集について

諮問第13号 職員互助会管理システムについて

諮問第14号 地域包括支援センター運営業務委託について

諮問第15号 グループ保育事業委託について

諮問第16号 総合体育館及び栗山公園健康運動センター指定管理業務委託について

- (4) その他

ア 平成25年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 次回の日程について

- 4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	植 草 康 仁	亀 山 久 美 子
篠 崎 潔	嶋 田 一 男	白 石 孝
多 田 岳 人	土 屋 義 弘	望 月 皓
渡 瀬 浩 一		

【市側】

稲葉市長

河野総務部長

<職員課>

内野職員課長補佐

二井本給与厚生係長

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

本木包括支援係長

<保育課>

鈴木保育課長

諏訪保育課長補佐

武田保育係主事

<生涯学習課>

石原生涯学習課長

早坂スポーツ振興係長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

白鳥情報公関係長

石川情報公関係主事

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから平成26年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、まず「平成26年度第1回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等がございますか。

訂正等の事項はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項でございます。初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回、御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが4件となります。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「総合体育館及び栗山公園健康運動センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第14条に基づく「職員互助会管理システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく「地域包括支援センター運営業務委託について」、「グループ保育事業委託について」、「総合体育館及び栗山公園健康運動センター指定管理業務委託について」の合計5件となっております。

細部につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席させていただきたいと思っております。

【会 長】

承りました。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたい

と存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

それでは、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始4件です。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページは、その内訳で備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に合わせて報告させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。届出番号15-52「一時保育について」でございます。様式類集につきましては、8ページに様式を載せてございます。保育課の案件です。

一時保育に係る業務について、現在、1日10人の定員で0歳から5歳児の異年齢一時保育を行っておりますが、障害を持っている児童を預けたいとの要望が年々増加傾向にあり、それに対応するため、新たに様式を届出するものです。

個人情報の内容につきましては、保護者、児童の氏名及び添付資料のとおりとなります。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。他に御質問等がないようですので、この案件を承認します。

次に諮問に入りたいと存じます。説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書を御覧ください。

1ページ、諮問第12号「総合体育館及び栗山公園健康運動センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、及び36頁、諮問第16号「総合体育館及び栗山公園健康運動センター指定管理業務委託について」一括して説明させていただきます。生涯学習課の案件です。37ページ以降に資料を添付しておりますので、御覧ください。

総合体育館及び栗山公園健康運動センター指定管理業務について、平成20年度の本審議会で御承認いただいておりますが、今回、両施設において盗難等が発

生じたことから防犯カメラシステムを導入し、指定管理者の処理する個人情報の項目に映像を追加することから、条例第11条及び第27条により諮問するものです。

恐れ入ります。保有届にお戻り下さい。保有届の4ページ、届出番号33-62「総合体育館及び栗山公園健康運動センター防犯カメラシステム」になります。個人情報の内容は映像になります。

【会長】

御意見、御質問ございますか。

【渡瀬委員】

今度、栗山公園健康運動センター、総合体育館に防犯カメラシステムを導入するということですか。

【生涯学習課長】

本審議会でご承認後、事故防止のため、導入していきたいと考えているところでございます。

【渡瀬委員】

カメラの配置は、どのように考えているのですか。

【生涯学習課長】

カメラの台数につきましては、資料の要綱集40ページで、総合体育館5台、栗山公園健康運動センター5台を考えているところでございますが、詳細にどこへ配置するかということは、防犯の抑止効果を上げるため、明確にこの場所という御質問への答弁は控えさせていただきたいと思っております。

【渡瀬委員】

現在もある程度カメラは置いてあると思うのですか。

【生涯学習課長】

現在、総合体育館にモニターという形で、開館当初から録画機能がないものが設置されてございます。

【渡瀬委員】

栗山公園健康運動センターにもあると思うのですが。

【生涯学習課長】

すみません。栗山公園健康運動センターについても同じでございます。

【渡瀬委員】

それは録画機能がないということですね。

【生涯学習課長】

録画機能がないということは、個人情報の保管がないということでございます。今回、録画機能を持たすということで、個人情報の保管を始めるため、諮問させていただいているものでございます。

【渡瀬委員】

本人以外の者からの収集とは、どのような意味ですか。本人とは映る方ですか。

【生涯学習課長】

本人からの収集というものは、例えば文書でございましたら、本人が書いた申請書や届出用紙などを保管することは、本人からの直接の申し出による保管ということになりますが、今回の諮問の案件につきましては本人が好むと好まざるとにかかわらず、防犯カメラエリアを通過されたときに行政によって情報の保管がおこなわれてしまうことから、本人以外による収集という区分で提出させていただいているものでございます。

【渡瀬委員】

諮問第16号と諮問第12号の違いは何ですか。

【生涯学習課長】

諮問第12号については、先ほど説明したように、個人情報を本人以外から収集することにより、行政が保管するという点について審議会に諮問させていただいているものでございまして、諮問第16号につきましては、個人情報の取扱いについて委託や指定管理により取扱うこととなる場合に、本審議会に諮問する必要があるということでございます。今回は指定管理業務でございますので、映像の個人情報収集というのが指定管理の業務上必要となりますので、さきに諮問で御承認いただきました指定管理業務の個人情報の取扱いにつきまして、防犯カメラによって得られる映像情報を追加するための諮問でございます。

【渡瀬委員】

そうすると、41ページの指定管理者に渡す個人情報の記録の形態というのは、特にはないですね。文書記録の送付とか、磁気テープ等の送付に○がついていますが。

【生涯学習課長】

○がついている部分は前回、諮問した形態でございまして、今回は網かけとなっている映像の部分を追加したいということで諮問させていただいているものでございます。

【渡瀬委員】

○をつける必要はないのでは。こちらから指定管理者に個人情報を渡す記録はないと思いますが。

【生涯学習課長】

これは既に諮問で承認いただいている形式の中には、今回の映像だけでなく、施設利用の承認などの個人情報を取り扱う指定管理業務が含まれておりますので、従前の業務の部分はそのまま明示した上で、新たに追加する項目だけを網かけにしたほうがわかりやすいということで資料としてお出しさせていただいているのでございます。

【渡瀬委員】

もともとこの業務に対して指定管理者に個人情報を渡していることはないのではないですか。

【生涯学習課長】

今、指定管理で行っている業務全てについて、個人情報の受渡しをしている全てを申し上げる資料を持ち合わせておりませんが、例えば例示すると、指定管理というのは、使用の申込みに対して承認を指定管理業務として行っていただくことになっていきますので、小金井市教育委員会宛の利用申請書などに利用者の方がご住所やお名前、電話番号などをお書きいただいて申込みといったことで、個人情報の収集は従前からあると認識しております。

【渡瀬委員】

教育委員会を通さないで、直接行っていますよ。

【生涯学習課長】

施設自体も教育委員会所管でございますので、代表者というのは教育委員会になるというものでございます。

【渡瀬委員】

わかりました。

【会 長】

他に御質問、御意見ございますか。

【篠崎委員】

防犯カメラの設置場所が総合体育館の場合は建屋となっておりますね。建屋というのは建物ですね。例えば総合体育館の場合、建物の中であって、建物の周りではないです。私は総合体育館をよく利用するのですが、建物の中は職員が四六

時中おりますので、何かあった時はカメラがなくても、死角じゃない限りは大丈夫だと思います。総合体育館前に自転車置き場があるのをご存知だと思いますが、あそこは非常に暗く、私は以前、自転車の鍵を落としてしまい探すのに苦労したことがあります。その程度ならいいですが、例えば誰かが潜んでいて、夜遅くに何かあったりしたら、もともとあそこにカメラは設置されているのでしょうか。もし設置されていないようでしたら、そちらの方に気をつけたほうがいいのではないかなという意見です。

【生涯学習課長】

今回、設置場所を建屋というふうにさせていただきましたのは、確かに施設周辺にも危険箇所というものはあるかと思いますが、そこは利用の意思を持たない方も通過することができるような敷地を含んでございますので、総合体育館の利用の意思のない方が通過するところまでも映像の記録を行って、個人情報の保管をするべきでないと考えてございます。総合体育館の利用の意思のある方の財産や身体的な危険を守るという観点で、建屋の中に防犯カメラの設置を限定していくことが、必要最小限の個人情報の収集ということと危険防止ということが両立できる点と考えておりますので、建屋内のみの設置ということでございます。

【篠崎委員】

利用意思という点で今言われたのですが、自転車置き場は総合体育館を利用する人が使用するのではないのでしょうか。あるいは小金井公園を散策する人が置く可能性ももちろんありますけれども、私がいつも行っている限り、ほとんどの方は総合体育館を利用しています。ですから、利用意思がないというのが腑に落ちないのですが。

【生涯学習課長】

自転車置き場自体は、利用者の方が自転車を置くためにだけしか通過はしないのですが、そのように完全に限定をすることができないエリアでもございまして、自転車を置くということではなく、総合体育館から出てくる人と待ち合わせをしている人など、そのような方も自転車置き場周辺にいられることができるスペースですので、そういったところまでカメラの監視をしていく必要性というのは現在のところは低いと考えておりますので、現在、建物内のカメラ設置を考えてございます。

【土屋委員】

それに関連してなんですけど。

【会 長】

土屋委員、お願いします。

【土屋委員】

今の質問ですが、防犯カメラを設置するというのは建屋内で盗難とか何かがあったから、今後対応していこうということで多分考慮されて、やっていこうとされているので、委員の御意見で、建屋の外の自転車置き場となると、これは話を分けて別の議論にしないと議論がちよっとかみ合わなくなるような気がするのですが、いかがでしょうか。

どうしても建屋の外に設置するというのであれば、新しい提案として今後どうするかを考えていかないと際限なく、外になると小金井公園の入り口のところのバイク置場等もありますし、そういうところはどうかなど、いろいろな議論がどんどん広がっていくと思いますので、今、盗難事件が起きたから、そこを対応する話に絞ったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【会 長】

会長もそこはわかって両方のとらわれない自由な立場での御質問と、当初この制度を設計担当した生涯学習課の制度設計の意図等は、それぞれ正しいことをおっしゃっているけれども、論点がかみ合っていないというのは、土屋委員の御指摘のとおりです。

篠崎委員が市民の1人として使われた具体的な経験に基づいて、自転車の駐輪場付近、すなわち建物建屋の外の環境に対しても犯罪防止、安全のために監視カメラがあってもいいのではないかという御希望と御意見があった。それに対して生涯学習課は、当初の設置目的は建屋内で、さきほど説明されたような設置の意図で行われたのだということです。今回の両方の意見はそういうことで意図と希望という点で、対象空間が建屋の内と外というふうにも分類できますので、たびたび利用される市民としてそのような希望があったということを議事録に残すこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

【篠崎委員】

結構です。

【亀山委員】

どのような場所で盗難があったのかと、それを配慮して設置されたいということがあると思いますが、その場所は答弁できないということですが、それは利用者にとっての総合体育館ですから、いろいろな場所がありますよね。盗難のあつ

た場所から、今度は起きないような抑止力があるようなところに設置されたということでしょうか。

それともう1点、事件があったときに公開をされるようなことはあるのでしょうか、例えば警察が来てそれを見るときか。そのような時に映っている方たちに、このようなことがあったので、公開しますという周知をなさるのででしょうか。そこを教えていただきたいのですが。

【生涯学習課長】

犯罪があった場所については館内でアナウンスなどもしておりますので、特にこれはセキュリティ上隠す必要性はないので申し上げますが、栗山公園健康運動センターについては更衣室でロッカー荒らしの被害がございました。それから、総合体育館については、ロビーで置き引きが発生したことと、利用者から指定管理の臨時職員が暴行を受けるという事件が発生したという経緯がございました。防犯カメラ設置場所は先ほど申し上げたとおりですけれども、既存の場所につけるかどうかというのは、そこに至る動線とか、そういったものも検討した上で、まだ設置の御承認も受けておりませんし、録画をするような配線とか、そういう設備は設けてございませんので、今後おこなっていくこととさせていただきます。

それから、公開についてですが、事件があり被害が発生した場合、再発防止のためには一度犯罪を起こした方を捜索を行わざるを得ないと考えてございまして、そういった被害の発生を届出られて犯罪という形になった場合については、捜査機関への情報の提供というのは行わざるを得ないというふうに考えてございます。情報の提供は、別の日程とか、そういったものは必然性がない限りは、極力必要な時間帯などに絞ることになると思います。

それから、映っている方へ提供するという告知については、映っている方が誰か特定ができないと思いますので、館内で発生しましたという注意喚起などにより、犯罪時刻にいらっしゃった方は、情報が提供されているかもしれないということをお認識いただくよりないかなということとさせていただきます。

【亀山委員】

防犯カメラを設置しました。事件が発生したら、起きましたのでこのようなこととなりますという告知をなさるとのことですね。

【生涯学習課長】

防犯カメラの設置ができた場合には、防犯カメラに録画をしていますということや、録画されたものはどうなるかということをお認識いただける表記を工夫し、

そのようなものがあることが犯罪の抑止にもなりますので、個人情報を適切に扱っているということのPR等を兼ねて、情報の収集が行われていることについてもお知らせしてまいりたいと考えてございます。

【亀山委員】

ありがとうございます。

【白石委員】

諮問書の39ページ関連のことです。少し重複する質問になりますが、39ページの第8条「映像の取扱い」のところ。「カメラの設置の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供し、もしくは閲覧させてはならない」ということで、4点ほど挙げてありますよね。映像から識別される特定の個人の同意がある場合、法令等の規定に基づく場合、人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合、犯罪が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合ということで、1つ、捜査当局への提供は刑事訴訟法第197条に基づく任意提出もされるということですか。

【生涯学習課長】

任意提出もあり得ると考えております。

【白石委員】

発生した場合というのは既遂だからわかりませんが、発生するおそれがあるというのは未遂ですよ。先ほど委員からの御質問に答えられて、現在モニターが設置されていますとのことですが、今回は録画機能のついた監視カメラ、防犯カメラにするということですよ。そのモニターの監視というのは、常時、指定管理の職員がされるのですか、それともこれはあくまでも記録としてそのまま録画を継続するのか。未遂を発見するとしたら、常時、モニター監視してないと未遂ということにはならないので、お伺いしたい。

【生涯学習課長】

現在、モニターの監視については、開館当初の人員配置等も変わってきていることから、常時モニターを監視するという機能では使っておりませんで、そういった部屋の利用が終了しているかどうかなどを確認する程度で活用しているのが現状でございます。

現状を継続するということから、記録についても、DVDレコーダーなどで7日間の記録、7日を過ぎたら上書きされ、7日前の記録は消滅するという形で、自動的にそれを開披して確認することなく、7日間何事もなければ、消滅させて

いくということを考えております。

おそれがあるという場面、そういった中でおそれとはどのようなものがあるのかは、想定として難しいことではありますが、仮に発生した場合だけに限定すると、差し迫った生命・財産の危険性というものが、発生していないけどあるという場合に、取り扱いが全くできなくなるということで、おそれがある場合というのを適用させる場合、非常に限定的、客観的に必然性というのを証明できる場合に限って行っていく必要があるかなと考えておりますが、規定のテクニック上、限定することは難しいということで入れさせていただいたものでございます。

【白石委員】

モニター監視にこだわったのは、世界的にモニター監視はいろいろな問題が起きますよね。差別的事象が発生したり、あるいは不当な干渉が起こったり。ですから、監視カメラ、防犯カメラについては、プラス面、マイナス面が必ずあります。設置を前提としたということであれば、マイナス面はできるだけクリアにしていかなければいけないと思っているのが私の考えですけれども、先ほどの犯罪発生、既に起こっている場所、例えば更衣室とおっしゃいましたが、もし更衣室の中に設置をすれば、要するに着がえている、一時的には裸になるような状態、あるいは下着の状態が当然映されるわけですよ。もしそうだとすると、これは相当な問題になるかと思えます。それでも、犯罪の発生を防ぐということであれば、更衣室の中に設置をしないと抑止効果が果たして出るかどうかという、その辺の検討はされたのかお伺いしたいです。

【生涯学習課長】

先ほども申上げたように、場所をこの場で明らかにするというのは犯罪抑止上難しいと考えてございますが、先ほど亀山委員の答弁でお答えした動線などを検討して、そういった犯罪が起きた場合に情報が収集できる場所を検討することと、先ほど申上げた情報の収集は最小限という中に、価値というものも必要最小限の価値の情報収集におさめるべきだという考えを持ってございますので、例えばトイレであるとか、着がえるとかいうものは個人の情報としての価値が非常に高いものと考えてございますので、不必要にそういった情報を収集していかうとは考えておりません。

【白石委員】

わかりました。

【多田委員】

7日間というのは、この審議会でも過去に審議した浴恩館や東小金井事業創造センターが7日間だったので、前例を踏襲したのかということと、先ほどの生涯学習課長の発言を聞いたら上書きだけということなので、例えば第8条の2項のところは「速やかに消去又は上書きなどにより」と書いてあるのですが、この「消去」というところは消して、上書きだけでいいのではと個人的な感想で思っているのですが。

【生涯学習課長】

7日の根拠でございますが、犯罪発生の場合、ほぼ当日中に被害の発生が確認できているところでございますけれども、中には休日で、なかなか職員との連絡がとれない中で、最小限度として7日間程度の担保がないと情報として収集する意義を失ってしまう可能性があると考えて7日というのが妥当な日数であると採用いたしました。消去につきましては、通常、録画機能が正常に発揮されているときであれば、上書きにより自動的に消去と同じ効果が得られるのですが、万が一、上書き機能が故障した場合、7日しか個人情報の保管が認められていないところがありますので、上書きができないような場合に消去という手段が活用できる場合には、そういった機能も活用して個人情報の保存期間を超えないようにしていくということから、このような規定を入れさせていただいているところです。

【会 長】

他に御質問、御意見等ないようですので、この案件を承認します。

それでは次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書2ページ、諮問第13号「職員互助会管理システムについて」です。職員課の案件でございます。

市では、互助会の福利厚生事業にかかわる各種支払い手続等に関し、現在、口座情報等を手作業で振込用紙に転記し、処理をしておりますが、その内容をシステム化し管理をしたいことから、条例第14条の規定により諮問するものです。個人情報の内容は、諮問書の個人情報の記録項目になります。恐れ入りますが、保有届にお戻りいただきまして、保有届3ページ、届出番号90-7「職員互助会管理システム」になります。個人情報の内容につきましては、諮問と同様となります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

届出状況報告書3ページの90-7に委託処理の有無で、「有」と書いてありますが、具体的にこの委託処理はどういうことなのかということをお伺いしたい。

【職員課長補佐】

委託処理を「有」とした理由については、小金井市の指定金融機関であるみずほ銀行を通して振込みの依頼をしております、そちらに委託するという意味で「有」としたものです。

【白石委員】

口座振込関係の部分だけをみずほ銀行に委託するという意味なのか、それともこの入力業務全体、あるいは職員互助会管理システムそのものの全体をみずほ銀行に委託をされるということでしょうか。どちらの意味ですか。

【職員課長補佐】

口座振込だけです。

【白石委員】

わかりました。

【亀山委員】

委託という意味は委託料が発生するものですか。

【職員課長補佐】

委託料は発生しておりません。

【望月委員】

単純なことで申しわけないのですが、個人情報の管理責任者は、所属部課が括弧して書いてありますが、今答弁されているのは職員課ということで、ここに書かれているのは責任者が職員互助会書記長と書かれていますが、これは市の行政組織上は職員課長なのか、それとも責任者は書記長ということによろしいのか。個人情報の管理責任者を確認させていただきたい。

【職員課長補佐】

管理責任者の職員互助会書記長についてですが、職員互助会では事務担当者を書記、事務担当責任者を書記長として位置づけておまして、職員課の職員がこれを兼ねている状況でございます。このため、書記については職員課の職員が、書記長については職員課長補佐がその任についております。

【望月委員】

中身はわかりました。ただ、組織上の表現は書記長であるのか、互助会でいい

のかどうかということが気になったものですから。

【会 長】

会長もそのような思いを持っていました。望月委員、御質問ありがとうございます。

他にこの案件につきまして、御意見、御質問等ありますでしょうか。特にないようですので、この案件を承認します。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書3ページ、諮問第14号「地域包括支援センター運營業務委託について」です。介護福祉課の案件になります。

9ページから資料をおつけしておりますので、御覧いただきたいと思います。

地域包括支援センター運營業務委託については前回の審議会で御承認いただいておりますが、東京都の認知症早期発見・早期診断推進事業について、その実施要綱に基づく事業を実施する体制が整い、かつ事業実施計画書が東京都の承認を得られ、委託内容の6に認知症早期発見・早期診断推進事業業務を追加したいことから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。個人情報の内容は、諮問8ページ、別紙5が追加項目になります。恐れ入りますが、保有届にお戻りいただきまして3ページ、届出番号27-99「認知症早期発見・早期診断推進事業に係る帳票類一式」、様式類集は1ページから7ページになります。個人情報の内容につきましては諮問と同様となります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【亀山委員】

非常にたくさんの個人情報を書込むことがあるような気がするのですが、複写や複製の禁止がありますが、例えばケア会議、ケース会議、他との関連で会議をする時など、帳票類をコピーして会議に配ったりすることがあるのでしょうか。

【包括支援係長】

基本的にこの帳票類は東京都のほうで定められた書式です。ケース会議などにつきましてはこういったものではなく、もっと簡易化したもので行っていますが、ケース・バイ・ケースでございますけれども、この帳票類に必要な情報が必ずしもすべてあるとは限りませんが、必要な情報については対象になるのではないかと考えております。

【介護福祉課長】

多分、ケース会議等での個人情報の取扱いについての御質問と思います。基本的には医師などの各種専門職、守秘義務を持っているような場合には、必要な個人情報をやりとりせざるを得ない場合もございます。ただ、帳票類でそれを渡してしまうかどうかというのは、会議の内容等で判断をさせていただきますけれども、基本的には個人情報にかかわる帳票については、会議が終わった後は回収をさせていただく等の配慮をさせていただいているところでございます。

【亀山委員】

回収して、これはまた手元に返ってくるということで、その手元に返ってきたものはどうなさるのですか。

【介護福祉課長】

私どものほうで会議用に作成した個人情報に関する分につきましては、会議が終了した場合には破棄をさせていただいております。

【亀山委員】

今、いろいろな情報の漏えいについて騒がせていますよね。委託の委託はないことになっていますし、コピーする場合でも、コピーして誰かが持ち出す。それがわからない。世の中に出てからわかるということになっているので、今回の案件だけでなく、これから審議される案件もそうですが、コピーしたら、これは誰がコピーしたということがわかるように通し番号を付けたりなど、管理の仕方を前もってもう少し厳重に、内部で漏れないように、二重、三重のロックをしていただくような形がとれないのだろうかという質問です。

【会 長】

ただいま亀山委員から御発言がありました。特にハードコピー等で記録されたものの複写が場所を変えて受け渡されるような行為があったときに、その行為それぞれが記録できるようなセキュリティの仕組みがとられているのかどうかという御質問ではなかったかなというふうに会長も聞き取ったのですが、セキュリティの管理の仕方について、担当課から具体的な仕組みや取組みがあれば答えていただきたいと思います。

【介護福祉課長】

私どもが取扱っている情報につきましては、今回は認知症に関する話をさせていただきました。特に地域包括支援センターにつきましては、高齢者に関わる様々な相談を受けているセンターとなっております。基本的には個別のケース会

議のようなもの、また前回かけさせていただいた地域ケア会議で個別の案件の個人名を出して扱う場合には、資料の部数等は必ず提出側で確認し、回収の際には部数を確認するというところを、基本的に行っているところでございます。

【亀山委員】

ということは、その時々提出して回収して、処分をする。それはこの時のケース会議で、この番号のこれをコピーしましたという記録は残るわけではないということですね。

【介護福祉課長】

そのような形での記録は現状残しておりません。

【亀山委員】

介護福祉課だけではなく、各課のそのようなコピーにしても、誰がいつ、何をしたかという記録が残るような形にさせていただくと安心かなという思いはあります。とても多い数ですから難しいとは思いますが、このような世の中なので、このような対応がとれたらなという希望です。

【会 長】

そのような御意見が最後につけ加えられたということで、ただいまの亀山委員の御質問に関する一連のやりとりを一つ区切りつきたいと思います。

【渡瀬委員】

受託者に渡す個人情報の記録の形態の5番目に、65歳以上のひとり暮らし高齢者対象リストと書いてあるのですが、これは何でしょうか。

【介護福祉課長】

御質問の意図を正確に把握していなかったら申しわけないのですが、確かに5番は、過去に審議会にかけさせていただいた案件の記載方法です。この場合、帳票類という形をおっしゃっているのかと思いますので、こちらのほうは再度確認をさせていただき、必要に応じて訂正等をさせていただければと思います。

【会 長】

対処の仕方についてのお答えがございましたので、よろしゅうございますか。

【渡瀬委員】

はい。

【会 長】

他に御質問、御意見ございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【事務局】

諮問案件、最後になります。19ページ、諮問第15号「グループ保育事業委託」でございます。保育課の案件でございます。

32ページから資料をおつけしておりますので、ごらんいただきたいと思えます。平成26年度の保育入所待機児童解消対策としてグループ保育事業を行いたいことから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。個人情報の内容は、諮問の19ページ、委託処理する個人情報の項目になります。

【会長】

御質問、御意見ございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

以上をもちまして、本日の全ての報告、諮問事項の審議は終了とさせていただきます。

それでは、本日の日程のその他のアに移ります。事務局から、その他の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

本日お手元に平成25年度情報公開条例、個人情報保護条例の運用状況をお配りさせていただいております。こちらは6月の定例市議会で報告をさせていただきましたものでございます。こちらはホームページでも公開しておりますので、後ほど御覧いただいて、御意見等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

【会長】

その他のアにつきまして説明がございました。別添の資料がございましたが、この内容につきまして特に御質問、御意見等ございますか。特にないようですので、平成25年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況につきまして承認をさせていただきます。

それでは、最後に次回の日程につきまして、御案内いただきたいと思います。

【総務課長】

次回の日程でございますが、10月23日木曜日の午後6時から801会議室をご用意しておりますので、御都合の御確認をお願いいたします。

【会長】

次回の日程について、会議室の関係で10月23日木曜日、午後6時からと提案がございましたが、よろしいでしょうか。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は梅雨が明け、暑い中大変皆様ご多用の折、小金井市民のために審議会に御出席賜りまして、最後まで熱心に慎重審議に御参加いただいたことを感謝申し上げます、ただいまをもちまして本審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —